

集团的自衛権

解釈変更「ありうる」

小松法制局長官 検討着手を明言

小松一郎内閣法制局長官は26日、衆院予算委員会分科会で、集团的自衛権の行使を容認する憲法解釈変更について「それ自体は厳しい制約の中でありうる」と述べ、内閣の方針次第で可能との認識を示した。その上で「内々に、検討も議論も法制局内でやっている」と述べ、既に解釈変更の検討作業に着手していることを明らかにした。民主党の辻元清美氏の質問に答えた。

小松氏は体調不良で約1カ月入院しており、国会での答弁は職務復帰後初。政府が憲法解釈を変更する場



衆院予算委分科会で、辻元清美衆院議員の質問に答える小松一郎内閣法制局長官—26日、小関勉撮影

合、法制局が示す意見については「最終的には私の責任で判断する」と表明した。安倍晋三首相は「安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会」（安保法制懇）が4月にもまとめる報告書を待ち解釈変更を検討する考え。【影山哲也、朝日弘行】